



別紙

## 意見書

今回の電波法関係審査基準の一部改正により、無線局の運用の特例の追加、フェムトセル基地局の導入等に伴う制度整備が行われ、フェムトセル基地局を家庭へ設置することが容易となる本訓令案の改正に賛同いたします。

今回の電波法関係審査基準の一部改正に関しては、フェムトセル基地局並びに特定陸上移動中継局の円滑な運用のために必要不可欠と考え、早期の実施を要望いたします。

以上